

ID: 3058

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	定期検査についての措置命令		
法令名 根拠条項	浄化槽法 第12条の2第3項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
【根拠条文】 (定期検査についての勧告及び命令等) 第12条の2 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日